恵庭市国民健康保険 特定健診受診率向上対策事業実施要領

１　目的

生活習慣病の予防を目的として、平成20年度から医療保険者ごとに義務化されている特定健康診査(特定健診)であるが、恵庭市国保の令和3年度、4年度受診率は全国の市町村国保平均を下回っている状況である。生活習慣病の早期発見、重症化予防および健康増進の意識づけを目的として、特定健診を多くの方に受診していただけるよう、はがき等による受診勧奨に加え、健診受診者の拡大及び継続受診のための意欲の向上をめざし、当事業を実施する。

２　対象者

恵庭市の国保加入の40歳から74歳（以下「特定健診対象者」という）のうち、令和7年4月から令和8年3月末までの間に特定健診を受診した者（通常の診療において、特定健診と同等の検査を実施し、本人が了承したうえで医療機関からのデータ受領を行う「みなし健診」の該当者を含む)

３　実施内容

対象者全員にQUOカード1,000円分を贈呈

４　対象期間

令和7年4月～令和8年3月末まで

５　実施方法

（１）対象者(今年度受診者)は国保連費用決済データを基に恵庭市が把握する受診者情報にて自動エントリーすることとし、対象者や特定健診実施医療機関からの応募は不要

（２）国保連費用決済データを基に対象者を確定させるため、対象者にQUOカードを送付するのは、健診受診からおおよそ3～4か月後とする。

（３）対象者へは賞品の発送をもって通知とする。

令和７年４月１日　制定